

会 議 録

会議の名称	平成 28 年度 第 1 回飯塚市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	平成 28 年 5 月 2 日(月)14 時 00 分～15 時 00 分
開催場所	飯塚市役所 4 階 入札室
出席者	<p>【委員】岡松委員、澁田委員、多田委員、手塚委員、高岡委員、野見山委員、内野委員、山口委員、早柏委員、竹島委員、青柳委員、中原委員</p> <p>【事務局】古川部長、長尾課長、小西係長、手柴係長、江藤、吉原、篠崎、長野</p>
会議内容	<p>議題 1 介護予防ケアマネジメント業務委託の契約締結について</p> <p>議題 2 遠方にいる要支援者の介護予防支援の対応について</p> <p>【事務局から説明（資料 1、2 を参照）、承認】</p> <p>●事務局</p> <p>【説明・資料 1、2】</p> <p>資料 1、2 に基づき、平成 28 年 4 月 1 日付けで平成 28 年度飯塚市指定介護支援業務について委託契約を締結した説明</p> <p>【承認】</p> <p>議題 3 平成 27 年度飯塚市地域包括支援センター事業報告について</p> <p>【事務局から説明（資料 3 を参照）、承認】</p> <p>●事務局</p> <p>【説明・資料 3】</p> <p>資料 3 に基づき平成 27 年度地域包括支援センター事業内容についての報告</p> <p>○A 委員</p> <p>指定介護予防支援事業についてですが、最初の資料 1 と資料 2 の事業所の数と合わないのですが、どうなっていますか。</p> <p>●事務局</p> <p>今報告いたしました事業所の数というのは 27 年度、昨年契約の事業所数になります。本日資料 1、2 でご提示させていただいているものにつきましては、28 年度に契約を行った数となります。</p> <p>○A 委員</p> <p>主任介護支援専門員地域連携会議は平成 28 年 3 月をもって解散とありますが、これはどういった理由でしょうか。</p> <p>●事務局</p> <p>この主任介護支援専門員地域連携会議は、平成 19 年に当市の保険者推</p>

薦の主任介護支援専門員が少なかった当時の飯塚市で、市の包括の主任ケアマネと居宅事業所の主任ケアマネの関係づくり及びスキルアップを目的として市で発足したものです。10年近く経過しまして、当初の目的は十分に達成されたということ、また主任ケアマネ各々でいろいろな研修会に参加され自己研鑽を測られている等の理由から、解散ということに市の方で判断させていただき、連携会議に諮りまして了承いただきました。

○会長

これに代わるものはありますか。

●事務局

代わるものではありませんが、飯塚市には居宅支援介護事業者連絡協議会というものがあります。主任ケアマネはそれぞれ居宅事業所の方に所属されています。その連絡協議会の中で必要な情報や、研修会及び代表者会議で協議された内容については、情報を得ることができますので、主任ケアマネにも届いている状況です。主任ケアマネについては、連携会議が存在していた段階では、地域で独自に研修会や勉強会等によって、スキルアップを測られていることもあり、3月末でなくなったからといって、地域での活動は継続して勉強会等を実施するという事も聞いておりますので、そのように進めていくのだと考えています。

○B委員

権利擁護業務の高齢者虐待防止について、相談・通報受理件数は7件、そのうち「虐待を受けた」又は「受けたと判断した」ということの意味が理解できませんでしたので、説明をお願いします。

●事務局

虐待を受けた件数については、市の窓口で直接相談等があり、事実確認を行ったうえで、市で直接判断ができたケースです。

また、受けたと判断したという表現については、警察に相談がありまして警察から正式な虐待の通報、受理という書類を情報提供いただいたものに対して、その内容から受けたと判断したという表現で記載しております。

○B委員

ちなみに市が判断した件数は。

●事務局

2件ずつです。

【承認】

議題4 平成28年度飯塚市地域包括支援センター事業計画について

【事務局から説明（資料4を参照）、承認】

●事務局

【説明・資料4】

資料4に基づき平成28年度飯塚市地域包括支援センター事業計画について説明。

○B委員

権利擁護業務についてですが、文章の最後で“なお、親族による申し立てが困難な場合は市長申し立てにつなげていきます”とあるのですが、成年後見制度の利用支援事業の実施については現在どのように取り組まれていますか。

●事務局

成年後見制度の市長申し立ての支援としましては、裁判所で報酬決定をされた後に、支援としてその月額が一万円を超えない場合につきましては、その一万円を月額の上限として、報酬を支援するという事業を行っております。

【承認】

議題5 新しい総合事業について

【事務局から説明（資料5を参照）、承認】

●事務局

新しい総合事業の概要、本市の事業実施の目的や実施に向けた準備等を含めたこれまでの経緯について簡単に説明。

○C委員

通所型サービスC1に関しては、骨折・麻痺などにより身体状況が著しく悪化した人が対象に入っています。この方が機能向上のための目的に使うのが、週1回が適切であるのか多少疑問に思います。もちろん、ある程度のADL(日常生活動作)のある方は、指導の部分も含めて、そのチェックを週1回でも十分にある話だと思うのですが、悪化した人となると身体的なりハビリ、体を動かす身体機能向上というのは週1回の運動では不十分ですよ。その辺りを含めてご返答いただければと思います。

●事務局

通所型サービスC1の週1回で改善が見込めるかということですが、今まで利用歴もなく、リハビリも受けていないという方に運動習慣をまず定着させるということと、3か月での身体改善がその方にとって効果を与えるということを実感していただくための導入として考えています。それによって、運動の改善がその方に見えれば通所リハビリ等で案内する、あるいは、他の介護予防の一次予防のサービスや健康運動のご案内につなげていくための導入といった意味合いですので、継続して利用という風には考えていないという設定でおります。

○A委員

骨折・麻痺等により身体状況が著しく悪化ということで、著しく悪化という言葉に恐らく引っかかっているのではないかと思います。これは

	<p>かなり悪い状態の方の場合には医療保険でのリハビリになるのではないかと思います。医療保険でのリハビリまでは必要ない方をとりあえずサービスにつなげながら、場合によってはもっと密なサービスをとというニュアンスではないかと解釈しました。</p> <p>○C委員</p> <p>リハビリが90日というのをサイクルにしたのかを考えた時に、悪化しても、90日間は回復の見込みがあるが、それ以上時間が経つと、なかなか戻っていかないという科学的なものがあるの90日なので、先生が言ったように医療保険のリハビリは対象にならないですが、導入として来てもらった、じゃあ次にと言った時にもう90日経過してしまっているわけですね。だから、このサービスの対象としてはどうなのかなと、やっぱり疑問に思います。</p> <p>○会長</p> <p>通所サービス、訪問サービスについて具体的に計画がありましたが、このような形で28年度やっていくということで了解されますか。</p> <p>【承認】</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント業務委託の契約について ・ 遠方にいる要支援者の介護予防支援の対応について ・ 平成27年度地域包括支援センター事業報告について ・ 平成28年度地域包括支援センター事業計画について ・ 新しい総合事業